

行政視察報告書

令和7年6月9日

長浜市議会議長 高山 亨 様

長浜市議会議員 中 川 勇

私が出席した次の行政視察の結果について報告します。

記

1. 視察等名 令和7年度議会活性化検討委員会行政視察研修
2. 視察期間 令和7年5月27日（火）
3. 視察場所及び目的

三重県いなべ市

議会における行政評価について

4. 調査内容感想等

・視察の目的

令和5年度実施の市議会基本条例の検証に伴い、令和6年12月定例会議会において新たな議会活性化の項目の一つとして追加した、「評価機能の強化」について、新しく【(審査及び評価) 第15条 議会は、効率的・効果的な行政運営に資するため、市長等が行う政策の成果について、審査及び評価を行うものとします。】、また、その解説では「市の施策の目標設定に対する達成状況や決算審査において、市民目線・費用対効果の視点で審査及び評価を行うことを定めています。」を定めています。そこで、本議会への導入に当たり先進事例として、三重県いなべ市議会での「議会における施策評価・事務事業評価」の具体的な内容について行政視察したものを。

・視察内容

議会における行政評価について

5月27日（火）13時30分～15時過ぎ 於 いなべ市議会会議室
市議会 小川幹則議長、篠原史紀副議長、日紫喜巖人議会事務局長
伊藤三保議員、西井真理子議員

※ 視察に当たり、事前に研修調査事項「議会における施策評価・事務事業評価について」を送付し、これらを中心に別添「行政視察資料(議会における行政評価について)」及び「資料2別冊(いなべ市議会の各種資料)」に基づき、説明を受けた

長 浜 市 議 会

研修調査事項 ➡ 回答に相当することの記述

- (1) 決算審査における施策評価・事務事業評価制度導入に至った背景(きっかけ)及び制度導入後の見直しの有無について
 - ➡ 2017年4月議会基本条例制定に伴い、常任委員会体制の改正(議会の調査・監視機能の強化を図るべく、委員会体制を見直し改正)と併せて、事業評価を開始(常任委員会体制の見直しに合せ、市が行う事業の検証と評価を行う「事業評価」を開始)
- (2) 評価対象事業抽出手法について(執行機関と連携した抽出、決算審「の査等議会活動の中での独自抽出、市民との意見交換等からの抽出等)
 - ➡ 別添作成の『いなべ市議会の令和4年度決算審査における事業評価に向けたスケジュールと具体的内容』の特徴部分で記述
- (3) 評価結果区分(継続・改善・廃止等)の判断基準について
 - ➡ 「資料2別冊(いなべ市議会の各種資料)」のとおり
- (4) 決算認定との絡み(次年度予算等への反映等)について
- (5) 施策評価・事務事業評価の公表(議会だより、HP等)について
- (6) 委員会等での評価作業中における当局とのヒヤリング及び全員協議会等との協議について
- (7) 評価対象事業にかかる関係団体・市民等との意見交換の実施について
 - ➡ 別添作成の『いなべ市議会の令和4年度決算審査における事業評価に向けたスケジュールと具体的内容』のとおり
- (8) 評価結果に対する関係団体・市民等からの問い合わせ対応について
 - ➡ 市民とのヒアリングも行っており、議会としては声は聞いていない
- (9) 評価結果に伴う執行機関への提言等及びその後の執行機関の対応等について
- (10) 施策評価・事務事業評価実施の全体的な手順(流れ)について
 - ➡ 別添作成の『いなべ市議会の令和4年度決算審査における事業評価に向けたスケジュールと具体的内容』のとおり
- (11) その他、制度導入に向けたアドバイス等について

その他特記事項

- ◆ 議会モニター制度の開始、議案に対する市民意見の募集開始(2024年1月～)
 - ◆ 議会活動の検証評価からの政策サイクル【議会検証評価特別委員会設置】
 - ◆ 「地方議会成熟度評価モデル」の取組(2022年8月～)
- 上記内容の詳細は、別添「行政視察資料(議会における行政評価について)」のとおり

・行政視察の結果を本市にどのように反映させるか

人口等の行政規模の差異はあるものの、いなべ市議会基本条例の制定以降、令和4年12月に設置された「議会検証評価特別委員会」において、議会成熟度評価モデルを指標として、様々な視点から議会活動を内部評価されています。

その中で、いなべ市議会行動計画を令和5年11月に策定し、議会を新た

なステージに進め、議会に期待される役割（ミッション）の一つとして、執行機関を監視・評価することで今日の決算審査における施策評価・事務事業評価を進めておられます。

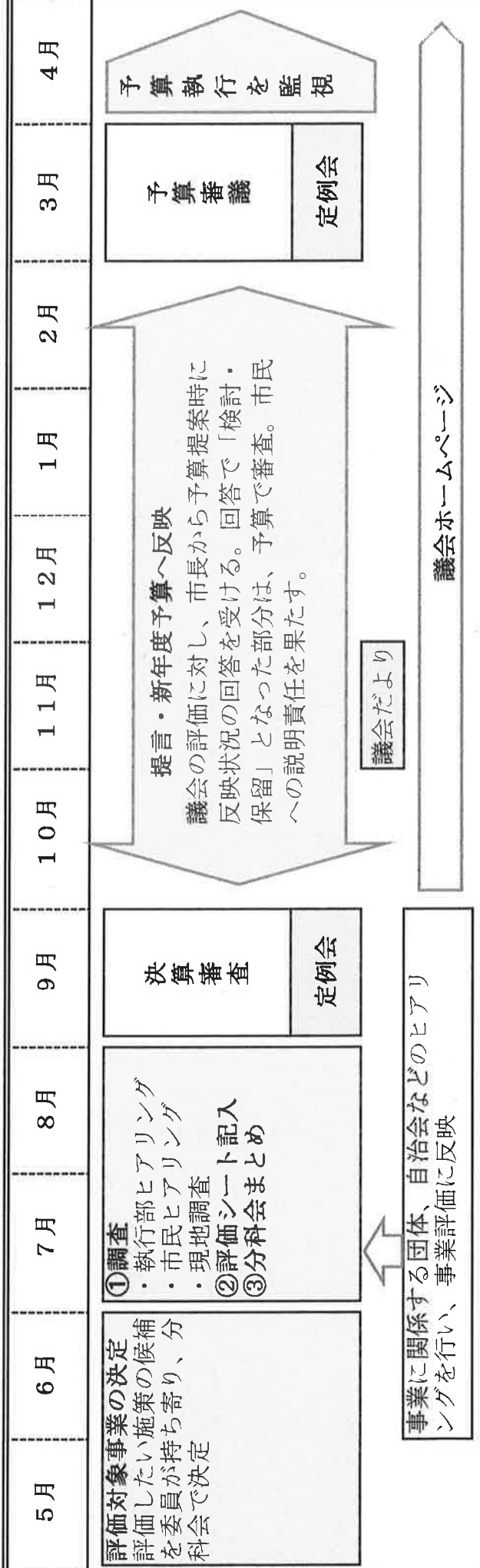
長浜市議会として、今回の行政視察の結果をどのように反映させていくかは、議会また議員として、推進体制や議員意識の変換が大きく求められるものと考えます。これまで議会運営委員会等で「評価機能の強化」について、他都市の先進事例の視察もありますが、特に決算審査と事務事業評価とは時間的制約もあることから、一部の都市では時期をずらしての予算等への反映も行われていますが、タイミングのすれを感じることもあります。評価対象事業の抽出手法への対応についても、行政規模との関係や体制等を今後も十分検討していく必要があります。

現在の予定では、当市議会の議会運営委員会でも当該案件にかかる行政視察が行われる予定であることから、活性化検討委員会での議論と併せて、議会全体での検討も進め、真に二代表制の議会としての役割を果たせるように、今後も努めていきたいと思います。

いなべ市議会の令和4年度決算審査における事業評価に向けたスケジュールと具体的内容

※いなべ市議会作成の行政視察資料から抜粋

5/25議運	各分科会委員	6/13予算決算委員会(全体)	6/15、16分科会	6/21予算決算委員会(全体)	6/23定例会最終日(本会議)	6/23定例会最終日(議長、委員長、執行機関)	6月下旬～8月下旬(分科会)	8月下旬(各自熟読)	9月上旬～中旬(各分科会)	9月中旬、下旬(委員会最終決定。9月定例会最終日に意思決定・決議)	翌年2月(全員協議会)
事業評価運について協議・決定	予算決算委員会	委員会(全体)	各分科会において評価対象事業を決定、評価シートを配付	取りまとめた評価対象事業を全議員へ配付	「閉会中の所管事務調査」について議決	市長へ評価対象事業の報告と調整	関係者意見交換、現地視察等	決算書、事業別説明書、施策、事務事業評価(執行機関作成)を配付	評価シート及び提言の作成、まとめ	会最終日に意思決定・決議評価シート及び提言の執行(委員長、執行機関)	市長から、提言に対する予算反映の報告を受ける
5/25各会派	6/7 分科会										
評価対象事業抽出通知(4会派+無会派)	委員から評価対象事業提出締切(分科会委員長・正副委員長へ)										



特徴1

「事務事業」単位で評価せず、総合計画の「施策」単位で評価。

議会で議決した総合計画に責任をもち、計画の目標と事務の執行が合致しているかを検証。

特徴2

議員個々の意見

↓
分科会のまとめ・意思決定

↓
議会の意思決定
までの合意形成を丁寧に実施。

特徴3

議会で意思決定された事業評価は、執行機関も真摯に対応。

【成果】

- ①事業の見直し(市民ニーズ、実状把握など)
- ②予算支出科目の変更
- ③事業実施の目的を再認識